

けいはんなオープンイノベーションセンター（KICK） 共用施設利用規程

（目的）

第1条 この規程は、公益財団法人京都産業21（以下「財団」という。）が管理するけいはんなオープンイノベーションセンター（以下「KICK」という。）において、大学等研究機関、民間企業、団体、個人が研究開発の促進やビジネス活動などに利用できる「KICK 共用施設」（以下「共用施設」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

（共用施設）

第2条 共用施設は別表に掲げるとおりとする。

（利用時間及び休館日）

第3条 共用施設の利用時間は、次に掲げる日を除く日の午前8時00分から午後6時までとする。ただし、財団が必要と認めるときはこれを変更することができる。

- （1）土曜日及び日曜日
- （2）国民の祝日に関する法律に規定する休日
- （3）年末年始（12月29日から1月3日）

（利用等）

第4条 利用者は、共用施設の趣旨を理解する大学等研究機関、民間企業、団体、個人とし、利用申請書（様式第1号）を提出し、財団の承認を受けるものとする。

2 財団は、前項の承認を行う際に、KICKの管理上必要な範囲で条件を付することができる。なお、営利を目的とする利用は原則として認めないものとする。

3 第1項の規定による申請書を提出した者は、申請書の内容を変更しようとするときは、速やかに財団に申し出て、指示を受けなければならない。

（申請手続）

第5条 申請書の受付期間は、別表のとおりとする。但し、財団が管理運営において支障がないと認めるときはこの限りでない。

（利用の禁止）

第6条 財団は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、利用を禁止することができる。

- （1）公共の秩序を乱し、又は善良の風俗を害する恐れのある者。
- （2）施設等を損傷する恐れのある者
- （3）施設等の利用が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長する恐れがある団体の利益になると認める者
- （4）その他KICKの管理上支障があると認める者

（職員の立入）

第7条 財団は、KICKの管理上必要があると認めるときは、利用を承認した施設に財団の職員を立ち入らせ、必要な指示をさせることができる。

(承認の取消し等)

第8条 財団は、次の各号のいずれかに該当するものに対して、第4条第1項の承認を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくはKICKからの退去を命ずることができる。

- (1) この規程に違反している者
- (2) 偽りその他不正な手段により承認を受けた者
- (3) 申請書の条件に違反している者

(利用料金)

第9条 施設等の利用料金は別表に定めるとおりとする。

2 利用者は、財団に利用料金を原則、前納しなければならない。ただし、財団が別に納期を定めたときは、この限りでない。

(利用料の返還)

第10条 既納の利用料金は返還しない。ただし、利用者の責めに帰することができない理由により施設等を利用することができなくなったとき、その他財団が相当の理由があると認めたときは、この限りではない。

(利用者の遵守事項)

第11条 利用者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。利用者の行う催物等のために入館する者も、同様とする。

- (1) KICKの施設等に変更を加え、又は特別の設備を設けないこと。ただし、あらかじめ財団の承認を受けた場合は、この限りでない。
- (2) 利用の承認を受けた目的以外に施設等を利用し、又は許可を受けた行為以外の行為をしないこと。
- (3) 利用の承認を受けた施設以外の施設に立ち入らないこと。
- (4) 利用の承認を受けた設備以外の設備を利用しないこと。
- (5) 火災、盗難等の発生防止に努めること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、財団が指示した事項。

(利用等の終了の届出及び原状回復義務)

第12条 利用者は、施設等の利用を終了したときは、財団に報告しなければならない。

2 利用者は、KICKの利用を完了したときは、直ちに財団の指示に従い、施設等を現状に回復して返還しなければならない。

(損壊等の届出及び利用者の損害賠償責任)

第13条 利用者は、施設等を損壊し、又は滅失したときは、財団の指示に基づき、これを原形に服し、又はその損害を賠償しなければならない。

(損害賠償責任)

第14条 財団は、KICKの利用に際し、利用者若しくは入場者が被った損害について、その賠償の責めを負わない。

（利用権の譲渡等の禁止）

第15条 利用者は、承認を受けた利用目的以外に利用、転貸し、又はその利用権を他に譲渡してはならない。

（その他）

第16条 この規程に定めるもののほか、KICKの利用について必要な事項は、財団が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年1月1日から施行する。

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表 （第2条、第5条、第9条関連）

1 共用施設

<金額は消費税込>

施設名	料金	備考
会議室	1 時間あたり 4,180 円 (但し分割で使用的場合 2,090 円)	土日祝、年末年始は 50%増 KICK 入居者は無料 シェアードオフィス会員は 50%割引

施設名	料金				備考
	午前 (8 時～13 時)	午後 (13 時～18 時)	全日 (8 時～18 時)	延長料金 (1 時間あたり)	
ホール	28,960 円	28,960 円	54,870 円	7,440 円	土日祝、年末 年始は 20% 増
シアター	24,780 円	24,780 円	46,920 円	6,320 円	

施設名	料金	備考
展示スペース (レストスペース・通路を除く)	1 時間 24 円/㎡	土日祝、年末年始は 20%増

施設名	料金 (1 時間あたり)
ガイダンスルーム ①,⑤	各 1,630 円
ガイダンスルーム ②～④	各 1,320 円
セミナールーム ①～④	各 2,340 円
セミナールーム ⑤～⑥	各 2,040 円
ワークショップルーム①	4,180 円
ワークショップルーム②	1,930 円

屋外敷地	料金		
	午前 (8 時～13 時)	午後 (13 時～18 時)	全日 (8 時～18 時)
A エリア	7,000 円	7,000 円	14,000 円
B エリア	1,500 円	1,500 円	3,000 円
C エリア	2,800 円	2,800 円	5,600 円
D エリア：周回	14,350 円	14,350 円	28,700 円

2 受付期間

受付日	受付時間
土・日曜及び休日（国民の祝日に関する法律に定める日をいう。）を除く、1 月 4 日から 12 月 28 日まで	午前 8 時 30 分から正午まで 午後 1 時から午後 5 時 15 分まで

KICK屋外敷地利用料金

Aエリア：5G対応エリア
14,000円/日（半日7,000円）

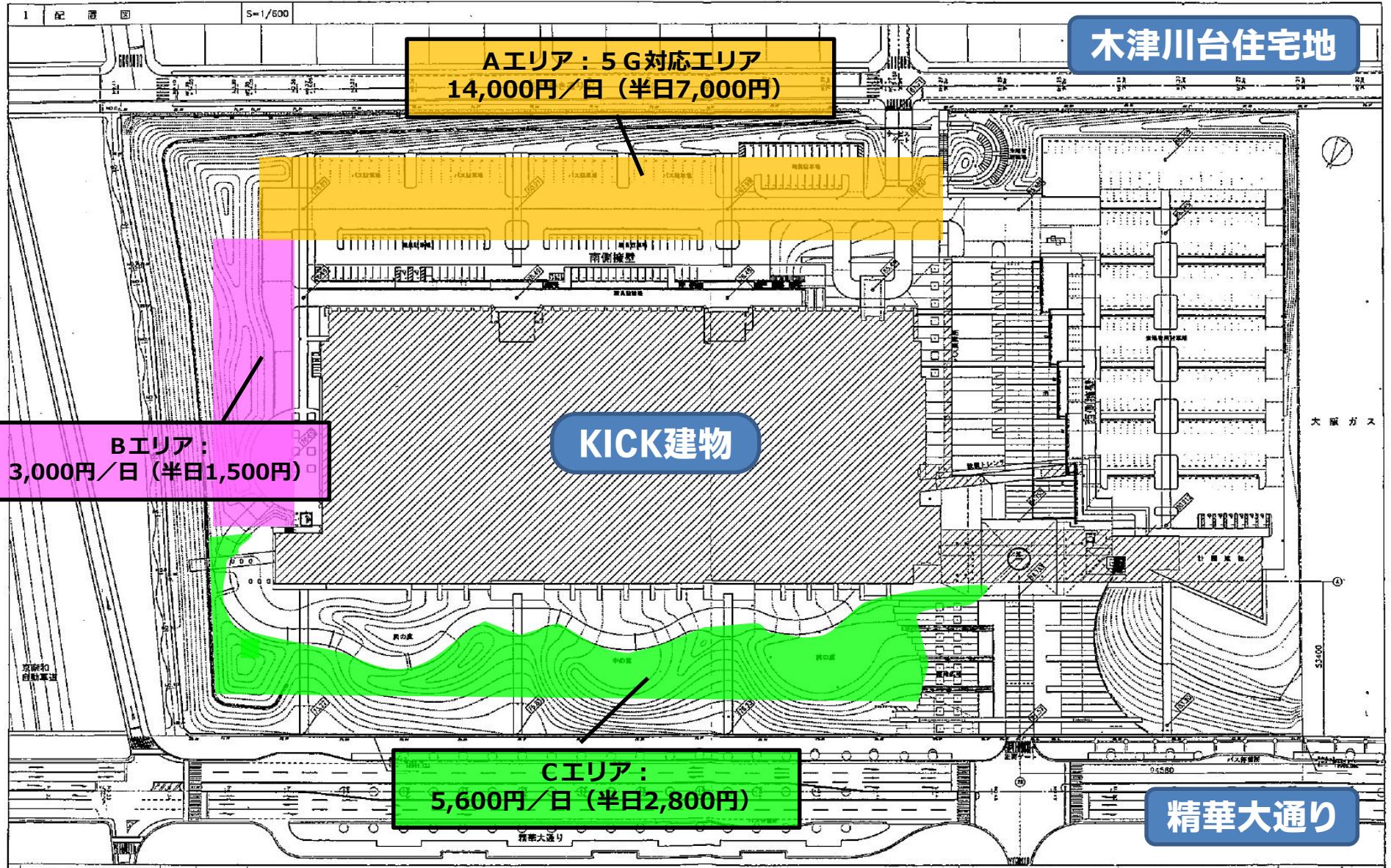
木津川台住宅地

Bエリア：
3,000円/日（半日1,500円）

KICK建物

Cエリア：
5,600円/日（半日2,800円）

精華大通り



KICK屋外敷地利用料金

